

本号の掲載記事

- トピック スタートアップ法務「スタートアップとの付き合い方」 弁護士 池上由樹
- トピック 倒産法「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」 弁護士 片岡牧
- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について
「第11回 事業担保権 / 動産及び債権以外の財産権を目的とする担保」 弁護士 柴野高之 弁護士 柳勝久
- トピック リーガルテック「AIによる契約書審査サービスの適法性」 弁護士 池上由樹
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

トピック スタートアップ法務

スタートアップとの付き合い方



弁護士 池上 由樹

オープンイノベーション、デジタルトランスフォーメーションなどの言葉が登場してから、はや数年が経過しました。今や、これらが日本企業そして日本全体の共通課題であることに、異論はないところだと思います。そして、その手段として、スタートアップというプレイヤーと協働することもかなり盛んになってきた実感があります。しかし、海外と比べると、日本のスタートアップ市場はまだ未成熟で、彼らに対する理解・認識が十分とは言い難い場面を目の当たりにすることもあります。

2022年3月31日に、公正取引委員会と経済産業省の連名で「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」¹（以下「本指針」といいます。）が策定されました。本指針は、昨年策定された「スタートアップとの事業連携に関する指針」に、出資の観点盛り込んだものです。大企業が、スタートアップとの間で、出資も含めた事業連携を進めるにあたって、スタートアップというプレイヤーを理解し、適切に付き合いしないと、協業がスムーズに進まず、ビジネスチャンスを逸してしまうおそれがあります。また、「スタートアップ村」の中でのレピュテーション毀損に繋がったり、ややもすれば独占禁止法に違反するような事態も生じ得ます。本指針は、そのような事態を防止するための観点として有用でしょう。

本号では、本指針の中でも、私自身が大企業側・スタートアップ

側双方へのアドバイスをさせていただく中で、実際によく目にする点に絞ってご紹介します。

1 事業連携に関する指針

スタートアップとの連携をするにあたっての典型的なステップとしては、秘密保持契約（NDA）、技術検証（PoC）、共同研究契約、ライセンス契約、といったものがあります。本指針では、このステップごとに、独禁法上の留意点、解決の方向性が示されています。

(1) 秘密保持契約（NDA）について

本指針では、「NDAを締結しないまま営業秘密の開示を要請すること」（本指針第2-1(2)ア）、「NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用すること」（同ウ）などの問題があることが指摘されています。これらが不適切な行為であることに異論はないでしょう。

本指針が言及する中で、未だに散見されるのは、「片務的なNDA等の締結の要請」（同イ）です。連携の検討をはじめのために、大企業が保有する情報・データの秘密保持は必須、ということで、大企業からスタートアップ側にも秘密保持義務を課すNDAがドラフトとして提示されることをよく目にします。しかし、スタートアップにとって、自社の技術・ノウハウ

ウは、唯一とも言ってもよい資産です。一方で、特に設立後あまり期間が経過していないアーリー・ミドルステージのスタートアップが、十分な法務機能を持っているとは限りません。そのような場合、「本当にこれを呑んでよいのか」等として、検討・交渉に時間を要するケースもあります。スタートアップと連携して、新たな取り組みを行う場合には、スピード感が極めて重要だと思います。その観点から、スタートアップ側の保有する秘密の保護にも予め配慮して、双方向に秘密保持義務を課す NDA の雛形提示を心がけるべきでしょう。

(2) 技術検証 (PoC) について

本指針では、PoC に関して、「無償作業等」が問題として挙げられています (本指針第 2 2 (2) ア)。具体的には、「連携事業者から、PoC の成果に対する必要な報酬が支払われない場合や、PoC の実施後にやり直しを求められやり直しに対する必要な報酬が支払われない場合がある」などと言及されています。これは、意図せず起こしてしまうおそれがある問題だと思います。PoC は、まさに自社が意図することができそうかどうかの「検証」にすぎません。したがって、何らかの成果の達成を保証するものではありません。この点を意識して、PoC 開始段階で、PoC の対価とともに「どのような指標 (KPI) をもって検証するのか」を明確にし、期間を区切って実施するべきです。もちろん、状況に応じて、追加の費用を支払い、双方協議のうえ、PoC を継続することはありえるでしょう。しかし、PoC が「検証」作業であることを踏まえ、PoC のゴールを予め明確にし、認識を共通化しておかないと、大企業・スタートアップ双方共に、先の見えない PoC をずるずると続けたり (PoC 貧乏)、ややもすれば、本指針が指摘するような問題事例に繋がり、優越的地位の濫用、と評価されるような事態も生じかねません。

PoC を実施する際には、この点に特に留意すべきかと思えます。

(3) 共同研究契約について

PoC を経て、スタートアップの持つ技術の有用性を検証できた場合、当該技術を利用した共同研究又は共同開発のステップに進むことがあります。この場合、スタートアップが保有するコア技術に対し、大企業が資金やデータを提供して、商用化を目指すことが多いと思われます。

本指針では、このような共同研究契約について、「知的財産権の一方的帰属」(本指針第 2 3 (2) ア)、「名ばかりの共同研究」(同イ)、「成果物利用の制限」(同ウ)といった問題点を挙げ、共同研究の成果を合理的な理由なく大企業側に帰属させることについての注意喚起がされています。ここでの問題の本質は、大企業・スタートアップが提供する資源を適切に評価し、共同研究の目的を踏まえて、その成果を公平に分配する、という点にあると思います。例えば、大企業側が、

その資金を提供することのみを理由として、成果とそれに対する知的財産権を独占的に帰属させる内容の契約書雛形を提示するケースが相応にあります。おそらく、一般的な開発委託等を念頭においた雛形だと思われますが、支払う対価が、研究や開発のためにスタートアップが提供する「役務」(エンジニアの開発リソース等)への対価を超えるものであるか、すなわち、もともと保有するコア技術の全部ないし一部を、大企業側に帰属させるだけの対価であるのか、といった観点からの検討が必要です。このような観点を持つことで、合理的な理由なく知的財産権の一方的な帰属を求めるものである、優越的地位の濫用事例だ、と評価されるような事態は一定程度防止できるように思います。

なお、複数の事業会社と提携し、AI モデルを構築・改善し、それを複数の事業会社に提供するビジネスモデルを採用するスタートアップ (典型的な AI を活用した SaaS スタートアップ等) と提携する場合、共同研究・開発の成果物を大企業側に独占させることは、基本的には難しいでしょう。そもそも、非独占的な利用を前提としているからこそ、個別にモデルを管理するコストをかけることなく、性能の良い AI モデルを安価で多数の事業者を提供することが可能となるものであり、このような条件を求めることは、その前提と相容れないからです。

(4) ライセンス契約について

共同研究契約では、その後の知的財産権等の利用条件についてまで、詳細に定められていないこともあります。その場合には、当該知的財産権等の利用を許諾するライセンス契約を締結することが多いと思われます。

本指針では、ライセンス契約について、「ライセンスの無償提供」を要請したり (本指針第 2 4 (2) ア)、「特許出願の制限」(同イ)や「販売先の制限」(同ウ)といった、スタートアップの事業活動へ制限をかける場面が問題としてあげられています。

このうち、私自身がよく目にするのは「販売先の制限」です。典型例としては、大企業との共同研究や開発を経て完成した製品等につき、当該企業以外への利用を禁止するというものです。企業のノウハウ等の秘密性を保持するため、あるいは、自社の販売チャネルを最大限活用することによる投下資本の回収を当初より想定していた場合など、大企業側として、他の事業者への販売・提供を禁じたい場合があります。このような合理的な理由に基づいて、一定程度の独占性を設定することは、基本的に問題ありません。

しかし、例えば、その販売制限の対象が、スタートアップがもともと保有する技術の販売をも含む場合などには、合理的な制限とは言い難く、排他条件付取引、拘束条件付取引などとして、独禁法上の問題が生じる可能性もあります。事業の面でも、独占権を設定することで、スタートアップの持つ販売

チャンネルの活用ができず、あるいは、スタートアップが強みを持つ産業分野等へのアプローチが制限され、かえって製品の市場への普及が遅れてしまうなどのデメリットも考えられるところでは。

これらを考慮しながら、販売先の制限を求めるかどうかを慎重に検討し、設定するとしても、その対象期間・対象エリア等を適切な範囲に限定することが重要です。

2 出資に関する指針

現在、世界的なIT株の下落等も背景に、日本の新規株式公開(IPO)も低迷している状況にはありますが、スタートアップへの投資額は数年前と比べると格段に増加しています。今後の日本の成長にあたって、グローバル標準のスタートアップエコシステムを整備することは、極めて重要な課題です。そのような背景から、出資に関する指針が策定されました。

本指針では、出資者が、NDAを締結せずに情報提供を求める、無償作業を求めるといった、出資者としての立場を利用した不適切な行為が数多く紹介されています。また、出資の際の条件に焦点をあてたものとして、「株式の買取請求権」についての注意喚起がされています(第3-2(6))。

我が国では、スタートアップが契約違反等をした際に、投資家が被る損害額の立証が困難等の理由から、投資家に株式買取請求権を認めることが比較的好くあります。本指針では、これを背景に、出資者が、スタートアップに対して無理な要求をする等の濫用事例が散見されること、著しく高額な買取義務を設定すること等の問題事例が紹介されています。そして、解決の方向性としては、買取請求権の発動事由を「重大な表明保証違反や重大な契約違反に明確に限定すべき」としてい

ます。出資時に株式の買取請求権を規定する場合には、これらを参考に、適切な条件を設定すべきです。

また、本指針では、かつて日本の一部のベンチャー・キャピタルに融資の延長線上で、創業株主に対して、スタートアップとの連帯責任を求める商慣行があり、現在も一部で残っているとの指摘もあります。当然ながら、このような商慣行が根付いてしまいますと、起業のモチベーションが大きく阻害されることとなりますので、創業株主等を買取義務の対象に加えることは、基本的に控えるべきだろうと思います。

なお、現在もユニコーンを輩出し続けている米国シリコンバレーでは、投資家の株式の買取請求権を認めること自体稀です。スタートアップへの投資はリスクマネーであり、それを「巻き戻す」ことは基本的に想定しないということでしょう。失敗に対する捉え方が違う、という日米間の文化の違いも背景にあるのかもしれませんが、海外スタートアップに投資をする際には、その国のスタートアップ文化、常識について留意したいところです。

いずれにしても、スタートアップに過度に不利な条件で投資をすることは、その後の資金調達にも影響するところであり、スタートアップの成長が阻害されることは、連携する大企業にとってもデメリットともいえます。スタートアップへ投資する際には、本指針の内容も参考にしつつ、双方の利益の総和を最大化する観点で、検討する姿勢が重要かと思えます。

(注)

1 <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331010/20220331010-1.pdf>

トピック 倒産法

中小企業の事業再生等に関するガイドライン

1 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの制定

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化した中小企業は、コロナ緊急融資や公租公課の延納等の支援により、資金繰りは維持できたものの、過剰な債務を抱えることとなりました。そのため、中小企業の収益改善や事業再生に向けた支援が喫緊の課題となっています。

このたび、「中小企業の事業再生等に関する研究会」により取りまとめられた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が2022年3月4日付で公表され、同年4月15日より施行されました。本ガイドラインは、中小企業者の「平時」

や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組める私的整理手続を定めています。なお、当事務所の中井康之弁護士は、「中小企業の事業再生等に関する研究会」の委員の一人であり、本ガイドラインの策定に関与しています。

本ガイドラインは、第一部、第二部、第三部の三部構成となっています。第一部では本ガイドラインの目的として①中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、



弁護士 片岡 牧

各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示すこと、②新型コロナウイルス感染症による影響からの脱却も念頭に置きつつ、新たな準則型私的整理手続として「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めることが記載されています。この目的を受けて、①の基本的な考え方については第二部で、②の「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」については第三部で定められています。

2 「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」

第二部の「基本的な考え方」では、平時から、中小企業者と金融機関が適時適切な情報開示等を行うことにより信頼関係を構築し、中小企業者は収益力の向上に向けた努力を、金融機関は経営課題の把握・分析を行うことにより中小企業者を支援することなどを求めています。これらにより、有事（過剰債務による財務内容の悪化や資金繰りの悪化により経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合）に移行しないことが期待されています。

有事に至った場合には、中小企業者には事業再生計画の策定が求められ、金融機関にはその策定支援が求められています。

さらに、私的整理検討時には保証債務整理の整理を一体として行うことが望ましいことや、事業再生計画成立後のフォローアップ（計画達成状況のモニタリング）について明記されています。

3 「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」

第三部では、準則型私的整理手続の1つとして中小企業版の私的整理手続が定められました。大きく「再生型私的整理

手続」と「廃業型私的整理手続」の2つに分けられています。

今回定められた私的整理手続の中で特徴的なのは以下の点です。

まず、手続を遂行する適格性を有する専門家として「第三者支援専門家」が登場します。第三者支援専門家は、特に再生型私的整理手続において支援の開始の決定や事業再生計画の内容の相当性及び実行可能性等について調査を行う役割を担います。第三者支援専門家は、これまで事業再生ADRや中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）において、事業再生計画の検証を行う役割を担ってきた弁護士・公認会計士を中心に候補者が選ばれ、そのリストが公表されています。なお、2022年5月31日現在、当事務所からは第三者支援専門家の候補者リストに4名（中井康之・大川治・柴野高之・片岡牧）が掲載されています。

次に、金融機関の中でも、上位50%のシェアを占める金融機関を「主要債権者」と定義し、私的整理手続を進めるにあたって、中小企業者と相互に円滑で速やかな進行に協力することが定められたことです。主要債権者は、手続利用の検討、事業再生計画策定時における協議、事業再生計画立案後のモニタリングなど、本手続において求められる役割は重要です。

そして、「廃業型私的整理手続」が定められたことも特徴的です。

4 本ガイドラインの活用に向けて

本ガイドラインが制定されたことにより、窮境にある中小企業者の事業再生や早期廃業など、地域経済の活性化や経営者の再チャレンジが図れることが期待されるどころです。当事務所でも、第三者支援専門家としての支援のみならず、中小企業者のアドバイザー（外部専門家）として、本ガイドラインを利用した支援を進めたいと思っています。

連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第11回 事業担保権 / 動産及び債権以外の財産権を目的とする担保

弁護士 柴野 高之



弁護士 柳 勝久



1 事業担保権の実行

(1) 事業担保権の実行

法制審担保法制部会において、事業担保権の実行に関し、その実施主体、開始の要件、事業担保権の効力が及ぶ個々の財産の移転方法等について議論がされました。

部会資料では、事業担保権の実行に関し、設定者の財産に広く効力を及ぼす担保制度である企業担保を参考にすることが提案されています。企業担保は、裁判所が、実行手続の開始決定と同時に、会社の総財産を差し押さえるとともに（企業担保法20条）、管財人が選任され（同法21条）、総財産

の管理権は、管財人に帰属することになります。事業担保権の実行にあたっては、企業担保と同様、管財人を選任したうえで目的財産の調査や散逸の防止の職務を行わせ、管財人の下で事業を継続させるほか、設定者の協力が得られる場合には、設定者自身に事業の継続を委ねるといった制度設計が提案されています。

このほか、事業担保権に係る実行、換価方法として、事業全体の譲渡の方法によるか（事業譲渡の方法による場合、既存債務を含めて承継されることが考えられるが、その結果、譲渡代金が減少することとなり、既存債務の弁済が被担保債権に事実上優先されることにならないか。）、個別の財産を売却することを認めるか（個別の財産の売却を許容しなければ、実行時期が早まってしまうのではないか。また、仮に個別の財産の売却を認める場合には、裁判所の許可を要するといった制度設計は考えられるか。）といった論点のほか、株主総会の特別決議等の要否（会社法上、事業譲渡については、原則として、株主総会の特別決議等の手続が必要であるが、事業譲渡の方法による担保の実行にあたって、会社法上の株主利益を図る措置を設ける必要がないか。）、資産、権利等の移転方法（たとえば、契約上の地位の移転に際し、相手方の個別の承諾を要するか。）など、多岐にわたる論点について、議論がなされています。

(2) 収益執行型の実行方法の要否

また、事業担保権の実行方法として、収益執行型の実行方法を認めるかどうかについても検討がされました。部会資料では、事業担保権に係る収益執行型の実行方法として、不動産の強制管理（民事執行法 93 条以下）を参考にすることが考えられると指摘されています。他方、検討課題として、開始時期の問題（事業担保権が実行されるのは、すでに債務不履行が発生し、事業の収益性が低下している場合も多いため、実効的な収益執行を行うためには、失期条項を設けたうえで、収益性が低下する前に実行を可能とすることが考えられるが、早期に経営権を奪われる旧経営陣からの反発も予想されないか。）、設定者の協力（管理人が事業を行うためには設定者の協力が不可欠であるが、収益執行を行うにあたってどのように設定者の協力を確保するか。）、配当計算の負担（事業を構成する資産や費用も様々であり、配当計算が管理人にとって大きな負担となるのではないか。）といった点が挙げられています。

(3) 私的実行の可否

また、事業担保権の実行方法として、私的実行を認めるかどうかについても検討されています。部会資料では、帰属清算方式や処分清算方式の私的実行を認める場合、基本的には動産の私的実行における各方式と同様の手続になると考えられる旨指摘されているほか、私的実行を収益執行の方法で行

う可能性についても言及されています。他方、事業担保権の場合、目的財産の調査、把握や価値保全等の必要があるほか、収益執行を行う場合には、事業執行権限を設定者から担保権者側に移転させる必要があるが、こうした業務が必要になるとすれば、私的実行の簡易性や迅速性等のメリットが減殺されるのではないか、誰がどのような権限でこうした業務を行うのか、といった問題点も指摘されています。

(4) 議論の状況

事業担保権の実行について、まだ議論の方向性が定まっているものとは見受けられず、今後、さらに検討が進められていくものと思われます。

2 事業担保権の倒産手続における取扱い

さらに、事業担保権の倒産手続における取扱いについても検討されました。部会資料では、事業担保権者は、破産手続及び民事再生手続においては別除権者、会社更生手続については更生担保権者として取り扱われることが考えられるとされており、今後、かかる考え方を念頭に、議論が深められていくものと思われますが、部会では、まだ十分な議論はされていない状況です。

3 動産及び債権以外の財産権を目的とする担保

譲渡担保権等を念頭において、動産や債権を目的とする担保権に関する規定を設ける場合に、動産及び債権以外の財産権を目的とする担保をどのように扱うべきでしょうか。

(1) 譲渡担保権等を念頭に、（現行法に明文のない）動産及び債権以外の財産権を目的とする担保権について規定をおくか

現行民法は、質権に関し、動産質権及び不動産質権に関する規定に続いて、財産権（＝所有権以外の財産権。たとえば、金銭債権、地上権、永小作権、株式、無体財産権、信託受益権、信用金庫の持ち分など）を目的とする権利質の規定（民法 364 条及び 366 条）を設けています。

部会では、これと同様に考え、動産譲渡担保権に関する規定+財産権を目的とする譲渡担保権の規定をそれぞれ新たに設け、債権譲渡担保権を後者の一類型と位置づけてはどうかという提案がされています。この点、動産や債権以外の財産権を目的とする譲渡担保権の設定がされた場合は、当該財産権を目的とする質権が設定されたものとみなす旨の定めをする（質権に一本化する）ことも考えられますが、現行法下において、権利質の対象となりうる財産について譲渡担保権が用いられる場合があり、実務に無用の混乱をもたらす可能性があるため、採用されない方向で検討されています。

(2) 動産及び債権以外の財産権を目的とする担保権について、具体的に、どのような規律を定めるべきか

ア 成立要件

動産、債権以外の財産権を目的とする譲渡担保権も、財産権を移転する形式をとるため、当該財産権を譲渡するために必要な要件を具備することが必要であり、たとえば、有価証券の譲渡担保については、譲受人に対する証券の交付（+場合により譲渡の裏書）が、ゴルフ会員権の譲渡担保については、相手方（ゴルフ場）の同意（民法539の2）が必要です。

しかし、担保目的の譲渡であっても、その成立要件及び對抗要件は、真正譲渡の場合と同様であるため、あらためて規定する必要はないといえます。

イ 担保権の実行

動産や債権以外の譲渡担保権の実行についても、現行法下で私的実行（帰属清算若しくは処分清算）できると解されています。

この点、債権質や債権譲渡担保において第三債務者に対する直接の取立が認められるのと同様、担保権者が第三者に対して直接その請求をすることができるのか（たとえば、信託受益権に譲渡担保権を設定した場合に、これに基づく金銭請求権を受託者に直接行使することができるのか）について問題提起され、今後さらに検討される見込みです。

また、現行法下でも、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権を目的とする担保権の実行は、債権執行の例によって行われ（民事執行法193条2項）、直接の取立のほか、譲渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価がされています。

さらに、動産譲渡担保については、私的実行の他に、民事執行法に基づく競売手続を利用することもできるとする提案（部会資料7、第3）がされている関係で、動産や債権以外の譲渡担保権の実行についても、民事執行法に基づく競売手続を利用することも可能としてはどうか、目的財産の種類によっては、設定者の協力がなく実効的な担保権実行が困難な場合（暗号資産の場合など）もあり、そのような場合に、その協力を確保するための方法としてどのようなものが考えられるか、についても問題提起されており、今後さらに検討される予定です。

ウ 倒産法上の扱いについて

動産や債権を目的とする譲渡担保権と同様、破産・民事再生手続においては、別除権、会社更生手続については、更生担保権として扱われ、担保権実行手続中止命令や（あらたに提案されている）禁止命令の対象とされ、担保権消滅許可制度の対象となる方向で検討されています。

(3) まとめ

動産譲渡担保権に関する規定+財産権を目的とする譲渡担保権の規定をそれぞれ新たに設け、債権譲渡担保権を後者の一類型と位置づける方向性については、概ね一致していますが、具体的な規律をどうするかについては、今後さらに検討される予定です。

トピック リーガルテック

AIによる契約書審査サービスの適法性



弁護士 池上 由樹

今月6日、法務省より、「新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表」として、AI技術を活用した契約書審査サービスが、いわゆる「非弁行為」を規制した弁護士法72条本文に「違反すると評価される可能性がある」との見解が示されました¹。

弁護士法72条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件・・・その他一般の法律事件に関して鑑定・・・その他の法律事務を取り扱い、又は、これらの周旋をすることを業とすることができない」と定めます。この点について、AI契約審査サービスを提供する事業者が「AI技術を用いて、アップロードされた契約書の記載内容について、ユーザーにとって法的観点から有利であるか不利である

か等の審査結果を当該アプリケーション上で表示する」ことは、同条の適用を受けないものであることの確認を求めたものです。

この問題は、わが国で、リーガルテックが登場し始めた当初から議論されていました。リーガルテックサービス事業者においても、法律に抵触しないための何らかの整理をしていたものと思われます。しかし、その後、この問題に対する明確な判断基準がないまま、リーガルテックの普及が先行し、今では、実際に業務で利活用するフェーズに入っています。今回、法務省から「グレー」であることが正式に回答として示されたため、リーガルテック事業者・ユーザー双方に対し、少なからず影響はあるように思われます。

さて、リーガルテックと一口にいっても様々ありますが、本件で問題となったのは、「契約書審査」サービス（以下「本件サービス」といいます。）です。具体的には、(i) 法的観点から有利であるか不利であるか、(ii) 法的リスク、(iii) 法的観点から修正を検討すべき箇所及びその修正の文案、(iv) 法的観点から留意すべき事項について検討を促す旨、(v) 法的なリスクを数値化したリスクスコア、をアプリケーション上で表示させるものです。これが、弁護士等しか取り扱ってはならない①「その他の一般の法律事件」に関する、②「鑑定・その他の法律事務」に該当するものかどうか、が、主な問題となりました。

この点について、法務省は、概要、①個別の具体的事情によっては、「その他の一般の法律事件」に関するものと評価される可能性がないとはいえない、②「鑑定」に当たると評価され得る、と回答しました。

①「その他の一般の法律事件」の要件については、法律関係に争いがあるかどうか等の「事件性」が必要かどうかを巡って考え方が分かれるところです。そのような点も踏まえ、個別の具体的事情によって、法律事件に該当しう旨の回答がなされたものと思われます。また、法務省は、上記(i)から(v)のサービスは、「契約書に含まれる条項の具体的な文言からどのような法律効果が発生するかを判定することが大前提となって」いることから、「法律上の専門的知識に基づいて法的見解を述べるものに当たり得る」として、②「鑑定」に当たると評価され得るとしています。

本件のように、特定の契約書について「法的観点から有利であるか不利であるか」をAIを用いて判断し、結果を表示

させるサービスである、との前提のみで照会をすれば、今回のような回答になることは、容易に想像できるところです。これが、例えば、自然言語技術AI等を活用して「契約書をアップロードすると、契約書雛形や、過去の締結済みの契約書データの中から、関連する条項のみを自動で表示させる」サービスならどうでしょうか。市販されている雛形集や法律相談集から、関連するページを「検索」するのと大差無く、この作業を補助するサービスにすぎないように思います。もっとも、例えば、当該契約条項に対する修正案として、最もクリティカルな条項のみを抽出するといったように、その検索能力・精度が高度になるにつれ、法的観点から見解を述べる、という色合いが濃くなるようにも思われます。

AI契約書審査サービスといっても、提供する機能や精度には様々あり、法務省回答によって、同サービスが一律違法となるわけではありません。一方で、どこまでなら適法なのか、未だ明確な判断基準は無いといつてよいでしょう。ビジネスに求められるスピードがますます加速していく中で、法律業務の高度化・効率化は必須であり、それを実現する手段として、テクノロジーの利活用は不可避です。そのため、リーガルテックサービスの適法性についても、早期にその判断基準が明らかにされるべきかと思えます。それと共に、弁護士法上、法律業務の独占を認められている我々自身も、依頼者への最適なリーガルサービスを提供する手段として、テクノロジーをどのように活用していくべきか、日々考え、実行し、検証していくべきだと思えます。

(注)

1 <https://www.moj.go.jp/content/001374148.pdf>

書籍のご紹介

当事務所田邊愛弁護士が監修者の1人となった「取引先リスク管理Q&A 第2版」がこのたび商事法律様から出版されました。

<https://www.shojihomu.co.jp/publication?publicationId=17860888>

同書は、与信管理支援事業を運営するリスクモンスター株式会社が、会員企業から寄せられた与信管理現場の問題、今更聞けない疑問等に対してQ&A形式で解説した実務家のための手引書で、2014年の第1版を大幅にアップデートし、コンプライアンスチェック、電子契約、民法改正、DXに関する解説を追加しております。田邊弁護士も、債権管理・回収の実務で培った経験をもとに監修を行いました。

与信管理から回収の現場まで実践的な解説を盛り込んだ1冊となっております。



リスクモンスターデータ工場 著作
定価：2530円（2300円+税）
発売日：2022/5

無料ウェビナーのご案内（要事前登録）

「労働契約の勘所：違法な解雇と労働紛争手続

英国・米国・日本の法制・実務を比較しながら」

開催要領

日時	2022年7月7日16:00～17:00（日本時間）
登壇者	三富博子（3CS）、安田健一（堂島）、池上由樹（堂島）、板崎遼（堂島）
モデレーター	飯島奈絵（堂島）
場所	Zoomを使用したWEB開催（*随時参加・退出いただけます）
お申込	こちらのURLからウェビナー登録をお願いします

ご案内

3CS コーポレートソリシターズ（当事務所の英国提携先法律事務所）とのジョイントセミナー第5回は「違法な解雇と労働紛争手続」です。

今回は、2022年3月まで、裁判官として神戸地方裁判所労働事件集中部にて各種労働訴訟、労働審判事件を担当した板崎遼弁護士（2022年4月堂島加入）も登壇し、裁判官から見た労働紛争手続、解雇無効訴訟の実務等についてもお話しします。

最新の裁判実務を含む貴重な情報を60分に詰め込んだ、気軽にご参加いただけるオンラインセミナー（無料）です。参加者数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

* 3CS コーポレートソリシターズは、日本を含む海外企業の英国進出サポートから、会社法、雇用法、移民法、人事サポートまで、総合的なサービスを提供するロンドンに拠点を置く法律事務所です。

登壇者のご紹介

- * 三富博子：英国法弁護士（イングランド及びウェールズ）、3CS コーポレートソリシターズ代表取締役、英国日本大使館顧問弁護士
- * 飯島奈絵：日本・NY州弁護士、大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事、大弁国際委員会副委員長、法務省法務総合研究所アジア・太平洋会社法実務（コーポレート・ガバナンス）研究会委員等を歴任し、日本仲裁人協会関西支部副支部長、京都国際調停センター事務局員等を現任
- * 安田健一：日本・NY州弁護士、経営法曹会議会員、中国の法律事務所及び日系総合商社タイ支社に勤務経験有。法務省法務総合研究所アジア・太平洋会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会委員
- * 池上由樹：日本・NY州弁護士。米国シリコンバレーにて、海外スタートアップ法務・日本企業のデジタルトランスフォーメーション推進支援業務に従事後、2021年夏に堂島に復帰。
- * 板崎 遼：日本弁護士。2015年判事補任官、東京地裁、神戸地裁等で、民事・刑事事件、労働事件を担当後、2022年4月に堂島に加入。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



5月20日 公正取引委員会「優越Gメン」の体制創設について¹

公正取引委員会は、令和4年2月16日の「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の新設に引き続き、優越的地位の濫用に関する執行体制の更なる強化を図る観点から、「優越Gメン」の体制を創設する旨発表しました。

「優越Gメン」は、①独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、②大企業とスタートアップとの取引に関する調査、③荷主と物流事業者との取引に関する調査など、優越的地位の濫用に関する各種調査において、関係事業者に対する立入調査などの業務を担当するとのこと。取引の種類として名指しされている②と③について、実際にどのような調査・執行が行われるか特に注目されます。

本号の池上弁護士の記事にあるように、公正取引委員会と

経済産業省の連名で「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」も策定されました。

同指針の策定と「優越Gメン」の担当分野としての明記からすれば、公正取引委員会がこの分野に力を入れていることは明らかです。出資を含め、スタートアップと取引を行う大企業の立場からは、自社のバーゲニングパワーが強く、当事者同士の関係では自社に有利な取引条件を設定できる案件であっても、同指針を意識した振る舞いが重要になってくるでしょう。

(注)

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520_01_gmen.html

4月27日 経済産業省

債権譲渡の通知等に関する特例に係る新事業活動計画の認定¹

従来、債権譲渡を第三者に対抗するためには、確定日付のある証書による譲渡又は承諾（民法第467条第2項）又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく債権譲渡登記ファイルへの登記が必要でした。

上記の方法に加え、産業競争力強化法の令和3年改正で、債権譲渡の通知等が、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を確定日付のある証書による通知等とみなす特例が創設されました。

そして今般、経済産業省は、SMSを利用した債権譲渡の通知及び承諾を行うシステムを提供する事業者として（株）リンクスを認定しました。本システムの利用がどれくらい広まるのか、事業者間で生じた債権の譲渡と、個人に対する債権の譲渡で差異が生じるかも含めて注目していきます。

(注)

¹ https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/saikenjoto.html

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。

また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp